

芦生 タカラの森 規約

第1条（名称）本会を芦生 タカラの森とする。

第2条（団体および事務局の所在地）本会およびその事務局を（京都府南丹市美山町芦生上ノ山21）に置く。

第3条（目的）芦生の森を中心とした豊かな自然を守り活かすことを目的に活動を行い、その周辺地域に住む人々が自然と共生し、持続的かつ循環的な自然環境および社会環境が実現することに寄与する。

第4条（事業）本会は、目的を達成するために以下の各号の事業を行う。

- （1）樹木や草本の育成とその森林環境の整備に関する事業
- （2）森林保全を実践する者の育成、研修に係る事業
- （3）森林保全に関するプログラムの開発・実施事業
- （4）森林保全に関する情報収集および啓発事業
- （5）その他前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第5条（会員）本会は、会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した者とする。

第6条（役員）本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

代 表 1名

庶務・会計 1名

監 事 1名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

代表は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

庶務・会計は、本会の事務全般を掌握する。

監事は、本会の会計事務を監督する。

第7条（役員を選出）代表は会員の互選により選出し、会計は代表が指名する。

2 監事は、総会において選出する。

第8条（総会の種別等）本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回（4月）、以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- （2）監事が招集したとき。

(3) その他代表が必要と認めたとき。

第9条（総会の招集） 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。

第10条（総会の議決方法等） 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第12条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

第11条（総会の権能） 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会計処理規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他本会の運営に関する重要な事項。

第12条（特別議決事項） 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 本会規約の変更

(2) 本会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

第13条（書面又は代理人による表決） やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第10条第1項及び第4項並びに第12条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

第14条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日から3月31日とする。

第15条（財務に関する事項） 本会の現金出納、その他財務に関し必要な事項は代表が会議に図り別に定める。

第16条（残余財産） 本会が解散したときに有する残余財産の帰属は、協議により定める。

第17条（事務局） 本会の事務を処理するために、株式会社 地域の総務課 内に事務局を置く。

第18条（委任） この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、代表が定める。

第19条（変更） この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

第20条（本会が解散した場合の措置） 本会が解散した場合には、本会の収支は、解散の日をもって打ち切り、代表であった者がこれを決算する。

2 地位及び事業継承者は代表が定める。

第21条（設立年月日） 本会の設立日は2021年4月1日とする。

付則 この規約は、2021年4月1日から施行する。

付則 この改正は、2022年4月1日から施行する。

第2条 本会の所在地について

第8条 総会開催時期について